第三十八条の四十第二項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第三十八条の四十一の見出しを「（登録ファイル）」に改め、同条中「登録修理業者登録簿を備え、次に掲げる事項を登録しなければ」を「次に掲げる事項を登録修理業者登録ファイルに記録しなければ」に改める。

第三十八条の四十二第三項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第三十八条の四十八中「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」を「第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項」に、「第三十八条の四十六第二項」を「第三十八条の四十六第一項」に改め、「第三十八条の四十七」と」の下に「「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録修理業者登録ファイル」と」を加える。

第五十条第一項中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改める。

第五十二条中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に改める。

第五十三条中「免許状又は第二十七条の二十五第一項の登録状」を「免許記録又は登録記録」に、「免許状等」を「免許記録等」に、「記載された」を「記録されている」に改める。

第五十四条第一号中「免許状等に記載された」を「免許記録等に記録されている」に改める。

第五十五条中「免許状に記載された」を「免許記録に記録されている」に改める。

第七十条の九第一項ただし書中「第二十七条の二十三第二項各号（第二号を除く。）のいずれか」を「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」に改める。

第七十一条の二第一項中「次に」を「次の各号に」に、「第三号に規定する周波数又は空中線電力の変更に係る無線設備の変更の」を「当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次のイからハまでのいずれにも該当すること　ハに規定する周波数若しくは空中線電力の変更又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ　特定の無線局区分（無線通信の態様、無線局の目的及び無線設備についての第三章に定める技術基準を基準として総務省令で定める無線局の区分をいう。以下同じ。）の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で周波数の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分（以下この号において「旧割当区分」という。）に割り当てることが可能である周波数（以下この号において「割当変更周波数」という。）を旧割当区分以外の無線局区分にも割り当てることとするものであること。

ロ　割当変更周波数の割当てを受けることができる無線局区分のうち旧割当区分以外のもの（ハにおいて「新割当区分」という。）に旧割当区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分（以下このロにおいて「同一目的区分」という。）があるときは、割当変更周波数に占める同一目的区分に割り当てることが可能である周波数の割合が、四分の三以下であること。

ハ　新割当区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下このハ及び第百三条の二第九項において「第一号新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に割当変更周波数を割り当てることを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に割当変更周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下「第一号既開設局」という。）が第一号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第一号既開設局の周波数若しくは空中線電力の変更（第一号既開設局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内の変更に限り、周波数の変更にあつては割当変更周波数の範囲内の変更に限る。）又は第一号既開設局の無線設備の代替有線設備（無線設備の機能を有線通信により代替する設備をいう。次号において同じ。）への変更をすることが可能なものであること。

二　次のイ及びロのいずれにも該当すること　ロに規定する共同利用促進設備又は代替有線設備への変更に係る無線設備の変更の工事

イ　特定の無線局区分の周波数の使用に関する条件として周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して十年を超えない範囲内で共同利用促進設備（周波数の共同利用を促進する技術を用いた無線設備をいう。以下同じ。）以外の無線設備の使用の期限を定めるとともに、当該無線局区分に割り当てることが可能な周波数（ロにおいて「共同利用周波数」という。）を非同一目的区分（当該無線局区分と無線通信の態様及び無線局の目的が同一である無線局区分以外の無線局区分をいう。ロにおいて同じ。）にも割り当てることとするものであること。

ロ　非同一目的区分の無線局のうち周波数割当計画等の変更の公示と併せて総務大臣が公示するもの（以下このロにおいて「第二号新規開設局」という。）の免許の申請に対して、当該周波数割当計画等の変更の公示の日から起算して五年以内に共同利用周波数を割り当てることを可能とするものであること。この場合において、当該周波数割当計画等の変更の公示の際現に共同利用周波数の割当てを受けている特定の無線局区分の無線局（以下このロ及び第七十一条の四第一項において「第二号既開設局」という。）が第二号新規開設局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようにするため、あらかじめ、第二号既開設局の無線設備の共同利用促進設備又は代替有線設備への変更をすることが可能なものであること。

第七十一条の三の二第五項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改め、同条第六項中「登録周波数終了対策機関登録簿に次に掲げる事項を登録周波数終了対策機関登録ファイルに記録して」を「次に掲げる事項を登録周波数終了対策機関登録ファイルに記録して」に改め、同条第十一項中「場合において」の下に「、これらの規定中「技術基準適合証明の業務」とあるのは「特定周波数終了対策業務」と読み替えるほか」を加え、同項の表第二十四条の十一の項及び第三十八条の五第一項の項を次のように改める。

第二十四条の十一	
前条	第二十四条の三第一項の政令で定める期間を経過したこと、第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと
第二十四条の二第一項	第七十一条の三の二第七項の政令で定める期間を経過したこと、第三十九条の十第一項の規定により登録周波数終了対策機関が特定周波数終了対策業務の全部を廃止したこと
第三十八条の五第一項	
登録検査等事業者登録ファイル	登録周波数終了対策機関登録ファイル
第三十八条の二の二第一項	第七十一条の三の二第一項
受けた者（以下「登録証明機関」という。）	受けた者
登録に係る事業の区分、	登録に係る

第七十一条の三の二第十一項の表第三十八条の五第三項、第三十八条の十五第一項、第三十八条の十七第二項各号列記以外の部分及び第三項並びに第三十八条の十八第二項及び第三項の項を削り、同表第三十八条の十七第二項第一号の項中「第七十一条の三の二第十一項において準用する」を削り、同表第三十八条の十七第二項第二号の項中「第七十一条の三の二第十項又は同条第十一項において準用する第二十四条の七第一項若しくは第三十九条の五第二項」を「第二十四条の七第一項、第三十九条の五第二項又は第七十一条の三の二第十項」に改める。